



秋田地方最低賃金審議会の意見に関する公示

秋田労働局一般公示第 16 号

令和 7 年 10 月 21 日秋田地方最低賃金審議会から秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、秋田県の区域内で(1)電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、(2)電池製造業、(3)電子応用装置製造業、(4)その他の電気機械器具製造業、(5)映像・音響機械器具製造業（電気音響機械器具製造業を除く。）、(6)電子計算機・同附属装置製造業、(7) (2)から(6)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、(8)純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(6)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 2 項及び同法施行規則（昭和 34 年労働省令第 16 号）第 8 条の規定に基づき令和 7 年 11 月 5 日までに秋田労働局長あて（秋田市山王七丁目 1 番 3 号）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和 7 年 10 月 21 日

秋田労働局長 山本 博之

記

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定に係る秋田地方最低賃金審議会の意見の要旨

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金を次のように定めること。

1 適用する地域

秋田県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (2) 電池製造業
- (3) 電子応用装置製造業
- (4) その他の電気機械器具製造業
- (5) 映像・音響機械器具製造業（電気音響機械器具製造業を除く。）
- (6) 電子計算機・同附属装置製造業
- (7) (2)から(6)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (8) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(6)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務
 - ロ 電気部品の組立て又は加工の業務のうち、主として卓上において行う組線、巻線、はんだ付け、取付け又は検査の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,032円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和8年3月31日